

三重県議会基本条例の一部改正案(中間案)の意見募集(パブリックコメント)におけるご意見及び当プロジェクト会議の考え方

整理番号	検討項目番号	関係条項	意見募集(パブリックコメント)のご意見	当プロジェクト会議の考え方
1	3	第7条	条文に「議決責任」を明記するのであれば、逐条解説案の「議会には執行権がないため、法的な賠償責任はない」という部分について、県民にしていねいに説明するべきである。また、「議決についての議員の責任には、社会的、道義的、政治的責任がある。」と書かれているが、社会的、道義的、政治的責任とは何か。どのように責任をとるのか。改選前に全員協議会室で熟睡していて賛否の表明ができなかった議員がいた。議会運営委員会で問題にならなかったことで、事務局に抗議したことがある。その後、全員協議会室での採決は、職員が両サイドを確認するようになった。このようなケースの場合、条例改正後は、議員が処分を受ける等の変化があるのか。	本条例の趣旨は議会の責任として「議決責任」について明らかにするものであり、決定した事項を追跡調査する意味での執行監視・評価の責任を規定しており、議員の責任は規定しておりません。なお、逐条解説では議会の責任と議員の責任とは異なる旨の説明をしています。
2	7	第6条第2項	議長と副議長の立候補者が、所信表明の内容を文書にして、議員と記者と県民傍聴者に配布したことがあった。議長や副議長になって、県民のために、どんな議会改革をやりたいのかがよくわかって、たいへん感動した。所信表明会は、議事録に残すべきである。	正副議長の立候補に係る所信表明会については、代表者会議での申し合せに基づいて実施しており、今後の検討の参考とさせていただきます。
3	8	第8条	「合議制の議事機関としての独自性」とは何か。具体的内容について、わかりやすく説明してほしい。	議会は、議論を通じて政策の論点、争点を明示して世論を形成したり、民主的な意思決定を行うという特徴を有しています。
4	9	第8条	改選前の議員に「なぜ反問権の付与を明文化しなかったのか」と質問したら「前知事は反問権など明文化しなくても、十分反論しているから」と回答された。前知事は確かに反論していた。反論どころか「この問題については 議員に答えていただきたい」と次々に議員を特定して意見を求める場面もあった。したがって質問趣旨確認に限定した反問権ではなく、知事等から議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求める「反論」をふくんだ反問権を必ず明文化してほしい。特に議員提出条例に対する知事等の反問権(反論もふくむ)の必要性を強く感じている。知事等の反論によって議員の質問時間が短くならないように、議会運営を工夫すればいいと思う。	三重県議会では一般質問などは事前通告制を採用しており、議員の質問内容について知事等が質問内容を確認する手段は確保されています。また、事前通告制をとらない予算決算常任委員会総括質疑についても必要に応じて知事等からの趣旨確認は行われています。いたずらに執行部側の権利として「反問権」や「質問趣旨確認」等を明記するのではなく、執行部がその議論のやり取りの中で判断して、確認したいときにすればよいと考えています。
5	9	参考資料9頁「議会と知事との協議」	「協議すべき具体的な案件」の判断がどのようになされるのかが不明確であるため、総務部が要望している「議会と知事との協議の場の制度化」に賛成である。知事から協議の申入れがあった場合、必ず速やかに協議に応じていただきたい。	議会と知事との協議の場の制度化については、「常設的なものとするのではなく、議会と知事とが協議すべき具体的な案件が生じた場合は、原則として公開により、速やかに設置するものとする。」(平成19年12月18日「会期等の見直しについて」検討結果報告書)としています。
6	11	第18条	県民の議会への参画のさらなる確保のために義務規定にしてほしい。	県民との意見交換の場など、県民の議会への参画の取組を継続する中で、今後より効果的な広聴広報の手法を検討していくことから、努力規定としています。

整理番号	検討項目番号	関係条項	意見募集（パブリックコメント）のご意見	当プロジェクト会議の考え方
7	20	参考資料14頁「会期制」	会期を4回から2回にした三重県議会の全議員の情熱と覚悟が今も忘れられない。通年議会という目に見える状況にすることで、議会改革に対する現議員の情熱と覚悟を三重県民に明らかにしてほしい。	通年議会も含めた会期の在り方については、会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議において検討しています。
8	23	第25条	三重県議会議務局の予算要求書類を昨年度、情報公開請求したが、事務局強化のための予算要求が行われていない。どのように議会議務局の機能の強化と組織体制の整備を図っていくのか。三重県の議長が全国都道府県議会議長会の会長を担っていただいているため、事務局職員と県民とのトラブルが生じても課長が速やかに対応できていない。議会議務局の人員の増強等、早急に対応していただきたい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
9	24	第14条の2	知事等執行部は、議会の閉会中や休会中にどんどん計画等を進めてしまう傾向がある。閉会中であろうと、休会中であろうと、議会として常に文書質問できるようにしてほしい。この制度の乱用、乱発を心配される意見があるが現三重県議会議員の中に乱用、乱発する議員はひとりもいらいっしょらないと信じている。県民にとって重要な制度である。運用ルールは総務部としっかり協議して決めてほしい。	「文書質問制度」については、議会機能の強化を目的に、導入を検討しています。運用ルールについては、今後詳細をつめていくこととしています。
10		前文	平成18年12月20日に全会一致で可決された三重県議会条例は、地方自治法改正の原動力になっている。したがって「地方自治法の範囲内において」という文言を前文から削除してほしい。	条例は地方自治法など法律に反した規定を設けることはできないこと、また、平成18年の条例制定時に当時の知事から「地方自治法の範囲内において」という文言を入れてほしいとの意見があり、このような規定としています。
11		第22条	議会改革推進会議に外部委員を入れてほしい。	議会改革推進会議は、議員で構成し、議会に関する調査研究、議員の資質向上、他議会との交流連携などに取り組む性格の会議であることをご理解ください。
12		第26条	県民も議会図書室内の資料等をコピーできるようにしてほしい。	著作権法では、著作物を複製する権利は著作者が専有し、例外として第31条で「図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令に定めるもの」は複製できるとされています。議会図書室は地方自治法第100条第18項の規定に基づく、「議員の調査研究に資するため」に設置された施設であり、「複製が認められた図書館等」に該当しないことをご理解ください。
13		「全般」	三重県議会が実施したアンケートによれば、ほとんどの県民が、この条例を知らないと答えていた。これではだれのための何のための条例なのかということになる。議会基本条例をできるだけ多くの県民に知らせる努力を継続してほしい。そして、各議員の条例の解釈にばらつきがないように、県議会が一枚岩になって、この改正条例の県民への説明会を実施してほしい。	さまざまな広報活動を通じて、議会基本条例について広く県民の皆さまに知っていただけるよう努めていきます。